

いばらき

第407号

雇用ニュース

2016年3月



◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ お も な 内 容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 笠間市と「雇用対策協定」を締結しました 3
- ・ 平成28年2月16日より、事業主等が雇用継続給付の申請を行う場合の
個人番号（マイナンバー）の取扱いが変更になります。 4
- ・ ハローワーク水戸・土浦・龍ヶ崎における「生涯現役支援窓口」のご案内 5
- ・ 事業主の方へ。ジョブ・カードを活用して、社員総活躍！！ 6～7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.21倍

「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいます」

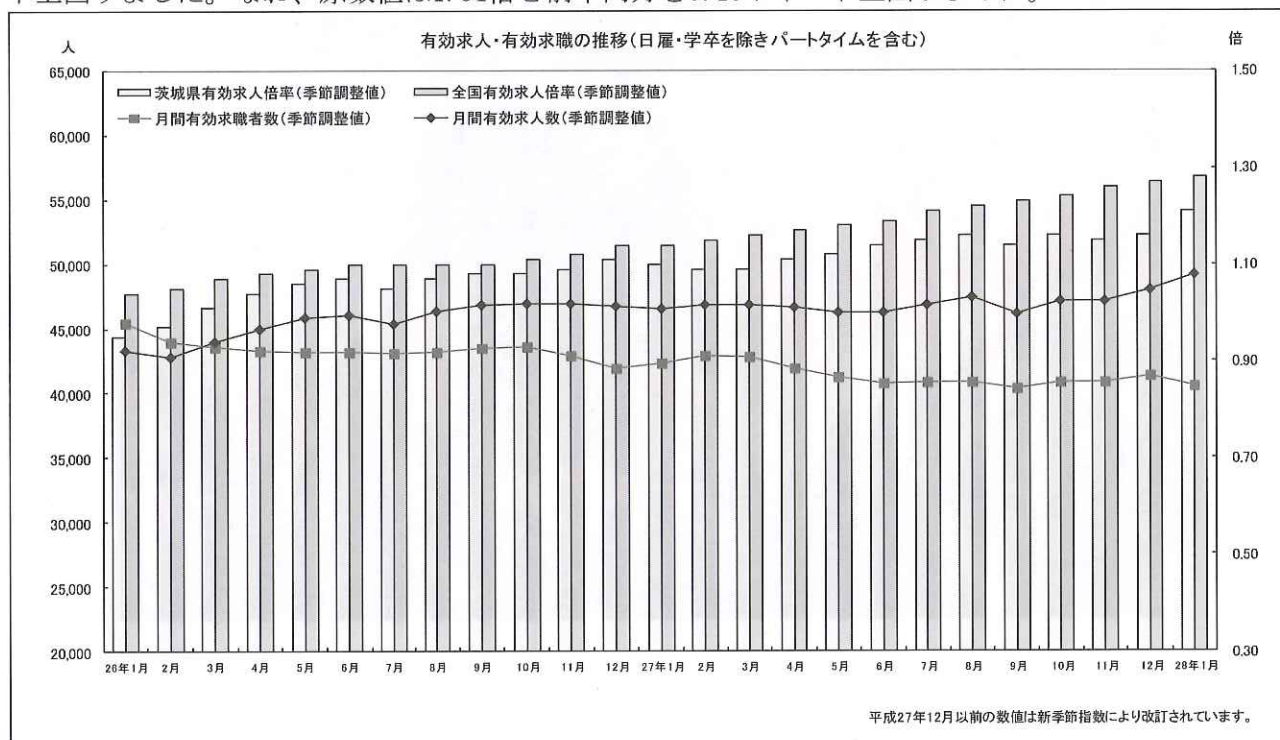
1 概 況

1月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は20,249人で、前年同月と比較して10.4%増と4か月連続で増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同7.0%の増加となり、常用的パートタイムは同5.3%の増加となりました。新規求職申込件数は10,554人で前年同月比11.7%の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同12.8%の減少、常用的パートタイムは同9.8%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同13.8%の減少となり、高年齢求職者（60歳以上）は同10.1%の減少となりました。

有効求人数（原数値）は、48,599人で前年同月比は5.9%増加と3か月連続で増加しました。

一方、有効求職者数（原数値）は37,157人で同4.1%減と、30か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.21倍（季節調整値）で、前月を0.05ポイント上回りました。なお、原数値は1.31倍と前年同月を0.13ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は20,249人となり、前年同月比で10.4%増と4か月連続で増加しました。

産業別にみると、生活関連サービス業、娯楽業（前年同月比71.5%増）、医療、福祉（同23.8%増）、卸売業、小売業（同12.2%増）などで増加となりましたが、運輸業、郵便業（前年同月比6.7%減）などが減少となりました。

規模別でみると、1,000人以上（前年同月比56.6%増）、500～999人（同20.0%増）、30～99人（同11.4%増）、29人以下（同11.1%増）、100～299人（同3.1%増）、300～499人（同0.9%増）と、全てが増加となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比7.0%の増加となり、常用的パートタイムは同5.3%の増加となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は10,554人となり、前年同月比で11.7%減と3か月ぶりに減少しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は69.0%（前年同月69.7%）と0.7ポイント下回り、数も前年同月比で12.8%の減少となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で31.0%（前年同月30.3%）と0.7ポイント上回り、数では前年同月比で9.8%の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数のうち34歳以下の若年者の占める割合は35.6%と前年同月（36.4%）を0.8ポイント下回り、数も前年同月比13.8%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は15.9%となり、前年同月（15.5%）を0.4ポイント上回り、数では前年同月比で10.1%の減少となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,198件で、前年同月と比較し18.1%減少と4か月ぶりに減少しました。また、新規求職申込件数に占める割合は20.8%で、前年同月（22.5%）と1.7ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は8,021人と、前年同月比で4.2%減と28か月連続の減少となりました。雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は550人で、資格喪失者の割合では5.9%（前年同月10.8%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比51.8%減となりました。

それぞれが持つノウハウ・強みを生かすため
笠間市と「雇用対策協定」を締結しました

～茨城県内では2例目～

平成28年2月26日、笠間市と茨城労働局とは、これまでも様々な課題において連携してきましたが、この度、人口減少を抑制し活力ある地域社会の実現を目指す笠間市と、労働市場のセーフティネットとしての役割を担う職業安定行政を展開している国の機関である茨城労働局が、それぞれの強みを生かし、これまで以上に連携して効果的かつ一体的に事業を推進し、生き生きと働くことができる環境づくりを行うことにより、今後の地域の発展を図るため、雇用対策協定を締結しました。



2月26日 雇用対策協定 調印式（笠間市役所内）

（写真左：山口伸樹笠間市長 写真右：中屋敷勝也労働局長）

＜雇用対策協定に基づく事業概要＞

- 1 「ひと（人）」が生き生きと働く環境づくり・活躍の推進
 - 1-1 女性の就業促進・・・潜在有資格女性の就業を推進
 - 1-2 若年者の地元就職支援・・・地元で働きたい若者と企業とをマッチング
 - 1-3 アクティブシニアの軽就労支援・・・シニアの軽就労システム構築
 - 1-4 移住・二地域居住推進・・・多様な暮らし方の受入れ
 - 1-5 UIターン推進・・・市内外からの地域経済の担い手の受入れ
- 2 「もの（産業）」の環境づくり・振興
 - 2-1 企業活動促進・・・市民雇用や施設整備等の企業活動を支援
 - 2-2 就業・創業支援・・・職業訓練希望者や創業希望者への支援
 - 2-3 企業誘致・・・雇用を創出する企業の誘致を推進

※具体的な取組内容については、笠間市と茨城労働局で設置する運営協議会で協議し策定する。

平成28年2月16日より、 事業主等が雇用継続給付の申請を行う場合の個人 番号（マイナンバー）の取扱いが変更になります。

1.改正の内容について

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令が、平成28年2月16日に施行され、雇用継続給付の申請は原則として、事業主を経由することとなります。

これにより、雇用継続給付の申請を行う事業主は、番号法上は『**個人番号関係事務実施者**』として取り扱うこととなりました。

このため、今後、事業主が、雇用継続給付の申請を行う場合、下記2により、従業員のマイナンバー確認や身元（実在）確認を行うこととなります（ハローワークへ代理権の確認書類やマイナンバー確認書類の提出は必要ありません。）。

※事業主から雇用継続給付の申請を行うことについて、委託を受けた社会保険労務士も個人番号関係事務実施者となります。
※本人が提出することも可能ですが、原則として、事業主からの提出をお願いします。

2.マイナンバー取得時には、厳格な本人確認を行ってください

従業員からマイナンバーを取得する際は、なりすまし防止のため、①番号確認（正しい番号であることの確認）、②身元（実在）確認（番号の正しい持ち主であることの確認）が必要です。

《本人確認の方法（概要）》

番号確認	身元（実在）確認
マイナンバーカード（マイナンバーカードは、番号確認と身元確認の両方に使えます）	
通知カード または マイナンバーの記載のある住民票 （住民票記載事項証明書）	a～cのいずれか a 以下の書類のいずれか一つ 運転免許証/運転経歴証明書/旅券/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳 /療育手帳/在留カード/特別永住者証明書 b 以下の書類のいずれか一つ 写真付き身分証明書/写真付き社員証/官公署が発行した写真付き資格証明書など c a または b がいない場合は以下の書類から2つ以上 公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書など

※雇用関係にあり雇入れ時などに運転免許証などにより身元（実在）確認を行っている場合で、本人から直接対面でマイナンバーの提出を受ける場合は、「身元（実在）確認書類」の提示は不要です。

※本人確認の具体的な内容は、厚生労働省のホームページに掲載しています。 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

3.よくあるご質問

Q1 マイナンバーを記載して届出ことは義務なのですか？

A1 はい。事業主は、番号法および雇用保険法に基づき、雇用保険手続の届出に併せてマイナンバーを届け出ることが義務づけられています。

なお、旧様式を使用する場合や、新様式を使用する場合であっても何らかの理由によりマイナンバーを記載できない場合には、「個人番号登録・変更届出書」によりマイナンバーを提出してください。

Q2 従業員からマイナンバーの提供を拒否された場合にはどうすれば良いのですか？

A2 マイナンバーの記載は法令に基づく事業主の義務であり、このことを従業員にも説明の上、取得をお願いします。
その上で、従業員から提供を受けることが困難な場合は、マイナンバーの記載がない届出書を受理します。

Q3 返戻書類にはマイナンバーが記載されますか？

A3 いいえ。返戻書類にはマイナンバーは記載されません。

Q4 労使協定は必要ですか？

A4 いいえ。省令改正後は、原則として、事業主を経由して申請を行うこととなりますので、労使協定は必要ありません。





ハローワーク水戸・土浦・龍ヶ崎における 「生涯現役支援窓口」のご案内



ハローワーク水戸、土浦、龍ヶ崎においては、これまで「高年齢者総合相談窓口」を設置し、55歳以上の求職者の皆様への就労支援を総合的に実施してきましたが、平成28年4月からリニューアルし、窓口の名称を「生涯現役支援窓口」(仮称)に改めるとともに、以下のとおり、**65歳以上の高年齢求職者**への再就職について手厚い支援を実施する予定です。

なお、上記以外のハローワークにおいても「高年齢者総合相談窓口」に準じた取組を行うこととしています。

詳細につきましては、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

<生涯現役支援窓口における支援>

○ **支援対象者** 55歳以上の高年齢求職者 (とりわけ、65歳以上の高年齢求職者への支援を強化)

○ **支援内容** ハローワーク水戸、土浦、龍ヶ崎では、専門のナビゲーター等を配置し、以下のような支援を実施します。

【ナビゲーター等による支援例】

☆ 個々人のニーズ等を踏まえた「生涯設計就労プランの策定」

☆ 上記プランに基づく就労支援の実施、職業相談、職業紹介、キャリア・コンサルティングの実施

☆ 生活設計に係るガイダンス、就労後のフォローアップ

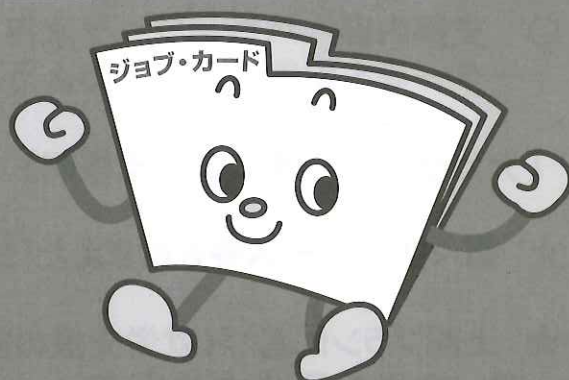
☆ 65歳以上でも活躍できる求人の開拓

☆ シルバー人材センターでの軽易な就業等の情報収集

☆ スキル習得のための各種技能講習の紹介



事業主の方へ。 ジョブ・カードを 活用して、 社員総活躍!!



求人・人材確保育成の頼れるツール「ジョブ・カード」がパワーアップ!

人材確保
人材育成

社員の
スキルアップ

キャリア
コンサルティング

助成金・奨励金

<http://jobcard.mhlw.go.jp/>

ジョブ・カード制度総合サイト

ジョブ・カード制度総合サイト

検索



LL271201能キ03

人材確保・育成にジョブ・カードをもっと活用しましょう！

企業と求職者を繋ぐ支援ツールであるジョブ・カードが、求人をはじめ在職者の育成等に使いやすくなりました。ジョブ・カードは「キャリア・プランシート」「職務経歴シート」「職業能力証明シート」で構成されており、キャリアコンサルティング^(※1)等の相談のもと「キャリア・プランニング(職業生活設計)」及び「職業能力証明」のツールとして、労働者自身が生涯のキャリア形成のさまざまな場面において活用します。企業にとっても頼れるツールです。

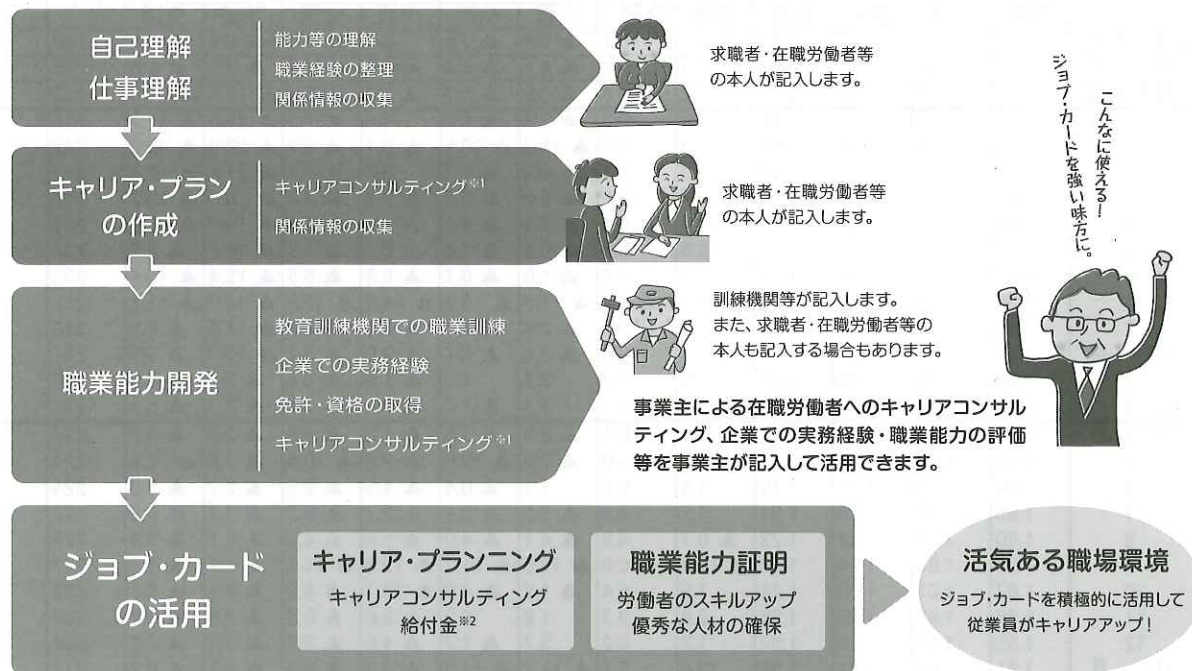
※1 キャリアコンサルティングとは、職業の選択、職業生活設計または職業能力の開発向上に関する相談に応じ、助言及び相談を行うことをいいます。ジョブ・カードの作成支援はジョブ・カード作成アドバイザーが行います。



ジョブ・カードを活用すると、こんなメリットがあります。

求人・人材確保	在職者の人材育成	「求職活動支援書」の作成	助成制度
●履歴書だけでは分りにくい応募者の職業能力に関する情報が把握できます。 ●「雇用型訓練」を活用し訓練生の適性や能力を判断し、ニーズにあった有能な人材を継続雇用できます。 ※雇用型訓練とは、企業が訓練生を直接雇用して実施する訓練です。	●在職労働者の実務成果、職業能力を評価することにより、在職労働者のキャリア形成や職業能力の見える化が促進できます。 ●在職労働者へのキャリアコンサルティングに活用でき、課題や目標が明確になります。	●離職予定者の円滑な求職活動の支援に繋がる「求職活動支援書」の作成に活用できます。 ※事業主は、離職予定の高年齢者等がなるべく早い時期から求職活動を行えるよう、「求職活動支援書」を作成・交付しなければならないとされています。(高年齢者雇用安定法第17条1項)	教育訓練等で一定の要件を満たす場合は、人材確保・育成に国からの「助成金」「奨励金」を受けられます。 ●雇用型訓練 ★キャリアアップ助成金(有期実習型訓練) ★キャリア形成促進助成金(実践型人材養成システム) ●在職労働者の教育訓練等

ジョブ・カードは、こんな流れで活用します。



※2 教育訓練など公的支援の適格性の確認にも活用

詳しくは「ジョブ・カード制度総合サイト」をご覧ください。お近くの都道府県労働局へお問い合わせください。
ジョブ・カード制度総合サイト <http://jobcard.mhlw.go.jp/> 厚生労働省 都道府県労働局 ジョブ・カードセンター

茨城県雇用関係主要指標

年・月 項 目	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全 数	雇用保険 受 給 者 実 人 員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若 年 者	うち 高 年 齢 者	求人全数	求職全数		
24年度月平均	14,362	3,226	10,965	11,967	4,682	1,631	38,569	48,253	3,862	10,913
25年度月平均	15,150	3,340	11,690	11,479	4,363	1,648	40,562	46,730	3,801	10,591
26年度月平均	17,004	3,552	13,285	11,079	4,048	1,722	46,385	43,022	3,677	8,943
26 年 4 月	16,591	3,702	12,710	15,026	5,355	2,821	45,050	46,915	4,555	7,988
5	16,114	3,431	12,552	11,532	4,177	1,892	43,873	46,638	3,918	9,346
6	15,657	3,232	12,206	10,822	3,993	1,585	43,683	45,366	3,887	9,355
7	16,366	3,805	12,414	10,818	4,083	1,617	43,656	44,240	3,600	9,962
8	17,037	3,246	13,657	9,721	3,695	1,349	44,950	42,754	3,038	9,787
9	17,995	3,888	13,838	11,602	4,262	1,672	47,866	43,657	3,825	9,737
10	18,244	3,938	14,081	11,278	4,172	1,812	48,926	43,995	3,839	9,268
11	16,001	3,257	12,647	8,533	3,120	1,327	47,149	40,902	3,117	8,621
12	14,810	2,957	11,713	7,454	2,727	1,122	45,239	37,189	2,884	8,385
27 年 1 月	18,337	4,058	14,124	11,947	4,332	1,849	45,912	38,755	3,003	8,377
2	19,470	3,732	15,575	11,817	4,204	1,758	49,356	41,295	3,436	8,246
3	17,423	3,373	13,897	12,392	4,453	1,864	50,961	44,554	5,017	8,239
27 年 4 月	16,612	3,380	13,047	14,036	4,723	3,081	47,342	45,602	4,480	7,677
5	15,095	2,869	12,088	10,504	3,751	1,753	43,665	44,021	3,540	8,637
6	16,378	3,690	12,539	10,937	3,928	1,732	44,056	43,142	3,713	9,104
7	17,541	3,702	13,681	10,226	3,723	1,614	45,076	41,887	3,525	9,256
8	16,911	3,217	13,554	9,325	3,411	1,344	46,352	40,623	3,021	9,285
9	15,679	3,531	11,998	10,089	3,602	1,530	46,409	40,083	3,355	9,083
10	19,617	4,078	15,367	11,139	3,874	1,822	48,941	41,120	3,429	8,520
11	16,417	3,142	13,111	8,690	3,140	1,350	47,991	39,223	2,944	8,449
12	14,991	2,978	11,896	7,733	2,683	1,231	46,698	36,718	2,752	8,090
28 年 1 月	20,249	4,150	15,951	10,554	3,736	1,663	48,599	37,157	2,785	8,021
2										
3										

年・月 項 目	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)										全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %		
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国				
24年度月平均	1.20	1.32	0.80	0.82	5.5	10.1	▲ 6.4	▲ 7.6	0.7	▲ 1.5	▲ 8.1	▲ 7.8	280	4.3		
25年度月平均	1.32	1.53	0.87	0.97	5.5	8.4	▲ 4.1	▲ 6.9	▲ 1.6	▲ 2.3	▲ 3.0	▲ 8.6	256	3.9		
26年度月平均	1.54	1.69	1.08	1.11	12.2	3.6	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 15.6	▲ 11.4	233	3.5		
26 年 4 月	1.50	1.63	1.04	1.08	27.5	10.0	▲ 3.7	▲ 6.0	4.6	▲ 4.3	▲ 24.5	▲ 17.7	254	3.6		
5	1.53	1.64	1.06	1.09	15.3	4.0	▲ 11.2	▲ 10.5	▲ 0.1	▲ 6.7	▲ 22.9	▲ 20.2	242	3.6		
6	1.51	1.65	1.07	1.10	21.2	8.1	▲ 0.3	▲ 1.7	5.7	▲ 0.7	▲ 21.4	▲ 12.4	245	3.7		
7	1.46	1.66	1.05	1.10	11.8	4.5	▲ 6.6	▲ 9.3	▲ 8.2	▲ 6.4	▲ 20.0	▲ 13.2	248	3.7		
8	1.53	1.64	1.07	1.10	13.4	▲ 0.6	▲ 6.4	▲ 9.2	▲ 4.5	▲ 8.1	▲ 19.2	▲ 12.9	231	3.5		
9	1.57	1.66	1.08	1.10	18.6	6.3	▲ 0.4	▲ 1.8	0.1	▲ 1.9	▲ 14.2	▲ 8.8	233	3.5		
10	1.57	1.70	1.08	1.11	12.8	1.1	▲ 5.0	▲ 6.7	▲ 6.8	▲ 6.5	▲ 15.4	▲ 10.4	233	3.6		
11	1.54	1.69	1.09	1.12	0.3	▲ 4.4	▲ 11.5	▲ 10.9	▲ 14.0	▲ 10.9	▲ 13.7	▲ 11.2	219	3.5		
12	1.62	1.75	1.11	1.14	11.3	5.6	▲ 3.4	▲ 4.7	▲ 7.5	▲ 5.9	▲ 11.5	▲ 8.2	210	3.4		
27 年 1 月	1.54	1.77	1.10	1.14	5.1	3.0	▲ 3.4	▲ 6.7	▲ 9.6	▲ 5.7	▲ 10.3	▲ 9.5	231	3.5		
2	1.53	1.70	1.09	1.15	11.0	1.7	8.7	1.0	▲ 1.9	▲ 3.4	▲ 3.7	▲ 7.5	226	3.5		
3	1.56	1.74	1.09	1.16	4.8	4.7	1.3	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 3.7	▲ 0.3	▲ 5.3	228	3.4		
27 年 4 月	1.57	1.77	1.11	1.17	0.1	0.1	▲ 6.6	▲ 7.8	▲ 1.6	▲ 4.8	▲ 3.9	▲ 6.5	234	3.4		
5	1.55	1.78	1.12	1.18	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 8.9	▲ 10.8	▲ 9.6	▲ 10.4	▲ 7.6	▲ 12.6	224	3.3		
6	1.60	1.79	1.14	1.19	4.6	6.8	1.1	▲ 0.4	▲ 4.5	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 5.8	224	3.4		
7	1.65	1.82	1.15	1.21	7.2	4.3	▲ 5.5	▲ 5.9	▲ 2.1	▲ 6.2	▲ 7.1	▲ 8.2	222	3.3		
8	1.60	1.84	1.16	1.22	▲ 0.7	4.9	▲ 4.1	▲ 4.0	▲ 0.6	▲ 4.3	▲ 5.1	▲ 5.9	225	3.4		
9	1.55	1.83	1.14	1.23	▲ 12.9	0.9	▲ 13.0	▲ 11.7	▲ 12.3	▲ 11.6	▲ 6.7	▲ 7.1	227	3.4		
10	1.67	1.01	1.16	1.24	7.5	5.4	▲ 1.2	▲ 4.0	▲ 10.7	▲ 8.2	▲ 8.1	▲ 7.3	208	3.2		
11	1.56	1.90	1.15	1.26	2.6	9.3	1.8	0.3	▲ 5.6	▲ 0.5	▲ 2.0	▲ 3.4	209	3.3		
12	1.55	1.90	1.16	1.27	1.2	6.2	3.7	▲ 1.7	▲ 4.6	▲ 3.7	▲ 3.5	▲ 6.3	204	3.3		
28 年 1 月	1.91	2.07	1.21	1.28	10.4	2.7	▲ 11.7	▲ 11.3	▲ 7.3	▲ 9.3	▲ 4.2	▲ 6.2	211	3.2		
2																
3																

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。

2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高年齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。

3. ▲印は減少を示す。

4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。

なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)

5. 平成27年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。